

第31号議案

「オンライン講演会第3回女子生徒の理系への進路選択支援を後押しするために」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和5年7月13日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2023 年 6月 14日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 国立大学法人お茶の水女子大学 理系女性
 育成啓発研究所
 住所 (所在地) 東京都文京区大塚2-1-1
 代表者名 (ふりがな) かとう みさこ
 加藤 美砂子
 代表者連絡先 近藤 るみ
 (事務担当者) (学長補佐・理系女性育成啓発研究所研究員)
 kondo.rumi@ocha.ac.jp (03)5978-5825

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、
 申請します。

記

事業名	オンライン講演会第3回女子生徒の理系への進路選択支援を後押しするために		
共催又は後援名義等の 使用を必要とする理由	JST「女子中高生の理系進路選択支援プログラム：理系フロントランナー・シーズ発掘・育成・強化プログラム（お茶の水女子大学）」事業の1つとして実施する際に、文京区教育委員会との連携が求められるため		
実施期間	2023年 8月6日（日） から 2023年 8月6日（日） まで (1 日間)		
実施場所	参加者はオンラインで実施、事務局はお茶の水女子大学で実施		
事業 内 容	目的 ※	講演に参加した教員や保護者などが理系進路選択への理解を深めることができる。文京区の生徒達が、進路を選択する際に、信頼する教員や保護者から理系への進路選択が将来どのような意味を持つことになるのか等について、正しい情報とサポートが得られる点にメリットがある。	
	内容	オンライン講演会と総合討論	
	対象者	教員・保護者・その他関心のある方 (参加予定人員82人) 昨年実績	
	参加費	無料	
他団体の 共催、後援等 (申請中、承認済の別)			
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

オンライン講演会

第3回

女子生徒の理系への進路選択支援を 後押しするために

女子生徒の理系への興味・関心は、生徒自身のさまざまな体験や周囲からの働きかけによって育まれていきます。この講演会では、「理系」で磨かれる能力、「理系」の持つコンピテンシーを考えます。教員や保護者の皆さま理系進路選択への理解を深め、自信を持って女子生徒の理系への進路選択の後押しができるようサポートいたします。



ファシリテーター：近藤 るみ（お茶の水女子大学学長補佐、理系女性育成啓発研究所研究員）

開会挨拶：坂元 章（お茶の水女子大学理事・副学長、コンピテンシー育成啓発研究所所長）

講演

14:05-14:50 理系・文系 私は何系？ 一世の中に出て分かった理系の意味—
神戸 佳子（東海大学 児童教育学部 教授）

14:50-15:35 理系で育成するコンピテンシー
下島 泰子（お茶の水女子大学 コンピテンシー育成開発研究所 准教授）

15:35-16:00 総合討論

閉会挨拶：加藤 美砂子（お茶の水女子大学理事・副学長、理系女性育成啓発研究所所長）

日時：2023年8月6日（日）14時～16時

※オンライン（Zoom）にて開催

対象：教員、保護者

主催：お茶の水女子大学 理系女性育成啓発研究所

お茶の水女子大学 コンピテンシー育成開発研究所

申込み・問い合わせ先

申込フォーム

<https://crdeg.cf.ocha.ac.jp/ocha2/Plone/stem/20230806>
から、8/3(木)までにお申し込みください。



要申込

お茶の水女子大学 理系女性育成啓発研究所

E-mail：ocha-cos-office@cc.ocha.ac.jp TEL：03-5978-5825 FAX：03-5978-2650

(2) 事業のスケジュール

7月中 講演者との講演内容と総合討論の内容についての打ち合わせ
講演会の宣伝と参加者受付

8月3日(木) 参加者リスト作成, 参加者への zoom アドレスの連絡

8月6日(日) 当日

13時 事務局と講演者との zoom 接続確認, 打ち合わせ

13:30 参加者受付開始

14:00 開会挨拶 坂元 章 (お茶大・理事・副学長, コンピテンシー育成啓発研究所)

14:05 講演 1 神戸 佳子 (東海大学児童教育学部教授)

14:50 講演 2 下島 泰子 (お茶大・コンピテンシー育成開発研究所 准教授)

15:35 総合討論

ファシリテーター 近藤 るみ (お茶大・学長補佐, 理系女性育成啓発研究所研究員)

16:00 閉会挨拶 加藤 美砂子 (お茶大・理事・副学長, 理系女性育成啓発研究所所長)
参加者アンケートへ記入

事業予算書

事業名 オンライン講演会「第3回女子生徒理系への進路選択支援を後押しするために」

団体名 国立大学法人 お茶の水女子大学 理系女性育成啓発研究所

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
令和5年度JST「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」運営費交付金	32,000	外部講演者者謝金(事前打ち合わせ含む)	15,000
		チラシ郵送料	5,000
		アルバイト謝金(時給1200円x10時間)	12,000
計	32,000	計	32,000

2023 年 6月 14日

(備 考)

- ・アルバイト生には当日の参加者の受け入れと退出管理、zoomへの参加方法、アンケート記入・提出方法のアナウンス、アンケートの集計、当日のレポート作成をお願いする
- ・チラシの郵送は、文京区立中学校、東京都立高校、郵送を希望する学校に行う。この他に、大学のホームページへの掲載、理系女性育成啓発研究所イベント情報を希望している個人(約1000名)への案内メールの送信を行う。

○国立大学法人お茶の水女子大学理系女性育成啓発研究所規則

令和4年3月29日

制定

(趣旨)

第1条 この規則は、総合知開発研究機構規則第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学理系女性育成啓発研究所（以下「研究所」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究所は、総合知開発研究機構に附属する研究所として、初等中等教育における女性の理工系への進路選択の促進及び大学理工系におけるグローバル女性リーダーの育成を目的とする。

(研究及び業務)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる研究及び業務を行う。

- (1) 初等中等教育における女性の理工系への進路選択の促進に関する業務
- (2) 大学理工系におけるグローバル女性リーダー育成に関する業務
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 研究所は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) その他学長が必要と認めた職員

2 研究所に、次に掲げる者を加えることができる。

- (1) 副研究所長
- (2) 教員
- (3) 特任職員
- (4) 研究員
- (5) 連携研究員
- (6) 客員教員
- (7) 客員研究員
- (8) 研究協力員

(研究所長)

第5条 研究所長は、理系女性育成を担当する副学長並びに基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員（以下「系会議構成員」という。）で

ある教授のうちから学長が任命する。

- 2 研究所長は、研究所の業務を掌理する。
- 3 研究所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 研究所長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副研究所長)

第6条 副研究所長は、系会議構成員のうちから、研究所長が指名する。

- 2 副研究所長は、研究所長から指定された業務を掌理する。
- 3 副研究所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副研究所長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第7条 研究員は、第3条に掲げる研究及び業務に従事する。

- 2 研究員は、本学専任の教員のうちから、学長が任命する。
- 3 研究員の任期は2年とし、その終期が研究員となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(連携研究員)

第8条 連携研究員は、第3条に掲げる研究及び業務のうち、特定の研究及び業務に従事する。

- 2 連携研究員は、本学特任教員及び任期付教員並びに学校教育研究部長によって推薦された本学各附属学校の専任教員のうちから学長が任命する。
- 3 連携研究員の任期は1年とし、その終期が連携研究員となる日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第9条 客員研究員は、第3条に掲げる研究及び業務に参画する。

- 2 客員研究員は、本学専任の教員以外の者を、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし再任を妨げない。

(研究協力員)

第10条 研究協力員は、第3条に掲げる研究及び業務に協力する。

- 2 研究協力員は、本学専任の教員以外の者を研究所長が委嘱する。

- 3 研究協力員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし再任を妨げない。

(運営会議)

第11条 研究所に、研究所の運営並びに研究及び業務に関する事項を審議するため、理系女性育成啓発研究所運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 副研究所長
- (3) 第4条第1項第2号に掲げる研究員
- (4) 第4条第1項第3号に掲げる連携研究員
- (5) その他総合知開発研究機構長が必要と認めた者

- 3 運営会議の議長は研究所長をもって充て、議長は運営会議を主宰する。

- 4 運営会議の構成員は、第2条の目的を達成する上で必要な事項について、運営会議での審議を求めることができる。

- 5 研究所長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 6 本条に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 研究所の事務は、学務課が行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人奈良女子大学及び国立大学法人お茶の水女子大学理系女性教育開発共同機構規則は、廃止する。

(5) 役員等の名簿

お茶の水女子大学 理系女性育成啓発研究所

教員

- ・加藤 美砂子 (所長)
- ・雨宮 敏子 (副所長)
- ・植村 知博
- ・中村 (伊藤) 瑛海

研究員

- ・近藤 るみ (学長補佐)
- ・小松 祐子 (附属小学校 校長)
- ・相川 京子 (附属中学校 校長)
- ・吉田 裕亮 (附属高等学校 校長)

客員研究員

- ・神戸 佳子 (東海大学)
- ・山口 健二 (日本大学)

(6) 事業実績一覧

- ・第2回 女子生徒の理系への進路選択支援を後押しするために

(オンライン講演会) 2022年08月07日(日) 14:00-16:00

講演者： 菌部幸枝 氏 お茶の水女子大学附属中学校 教諭
溝口 恵 氏 お茶の水女子大学附属高等学校 副校長
浜崎浩子 氏 北里大学 一般教育部 教授

総合討論

ファシリテーター 加藤美砂子 (お茶の水女子大学理系女性育成啓発研究所 所長)

- ・第1回 女子生徒の理系への進路選択支援を後押しするために

(オンライン講演会) 2021年08月09日(日) 14:00-16:00

講演者： 伊藤舞花 氏 株式会社ベネッセコーポレーション
山岸由紀 氏 お茶の水女子大学グローバル人材育成・男女共同参画本部特任助教

総合討論

ファシリテーター 加藤美砂子 (お茶の水女子大学理系女性育成啓発研究所 所長)

(内容詳細：https://www.npo-ochanomizu.org/ellipse/ellipse_56.pdf)

・理系女性育成啓発研究所がこれまでに企画開催したイベントの一覧、開催履歴はこちらをご覧ください。 (<http://www-w.cf.ocha.ac.jp/cos/category/event/past/>)

- ・令和4年度に実施したイベントは以下の通りです。

(イベントレポートはこちらをご覧ください：<http://www-w.cf.ocha.ac.jp/cos/category/jst/jst-report/>)

- ・リケジョ未来シンポジウム (6回)
- ・座談会2回
- ・先端科学セミナー
- ・VR体験セミナー (2回)
- ・ロボットプログラミングセミナー (2回)
- ・教員保護者向け講演会
- ・グローバル講演会
- ・陸の植物観察会 (2回)
- ・クイズから始めるサイエンス
- ・リーダーシップセミナー
- ・働き方講演会
- ・フロントランナーセミナー
- ・海の生き物観察会
- ・イノベーションセミナー (2回)
- ・DXセミナー


2023年6月16日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都文京区大塚2-1-1

申請者（申請団体） お茶の水女子大学
理系女性育成啓発研究所

代表者名 加藤 美砂子 

文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。